

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(725,413) 853,491 (千円)		全体事業費	(725,413) 853,491 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。</p> <p>これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。</p> <p>本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。</p> <p>【南相馬市第三次総合計画 前期基本計画 政策の柱 4 産業・仕事づくり・移住定住】 P 84 基本施策 7 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備 主な取組 営農再開への支援</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和 7 年度&gt;</p> <p>概要： 1 農業用排水施設等の保全管理 一式 (9 施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (9 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・湛水防除施設 (排水機場)・・・ 8 箇所 (金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)</li><li>・海岸保全施設 (樋門)・・・ 1 箇所 (金沢)</li></ul> <p>&lt;令和 8 年度&gt;</p> <p>概要： 1 農業用排水施設等の保全管理 一式 (12 施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (12 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・湛水防除施設 (排水機場)・・・ 11 箇所 (金沢、泉、前向、小浜、谷地、小沢、小高、塚原第二、福浦南部、村上第一、村上第二)</li><li>・海岸保全施設 (樋門)・・・ 1 箇所 (金沢)</li></ul>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。

関連する事業の概要

南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場  
県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、洪佐樋門  
県営農山村地域復興基盤総合整備事業 …太田排水機場、須賀内排水機場

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業 (南相馬小高地区)	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(209,284) (千円) 236,581 (千円)		全体事業費	(209,284) (千円) 236,581 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による 5 年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<b>(1) 事業の概要</b> 本事業の対象となる小高区は、平成 23 年 3 月 1 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により 5 年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。					
<b>(2) 事業量</b> 農業用水利施設等の保全 1) 農道 N = 178 路線 2) 農業用排水施設等 (頭首工・揚水機場) N = 93 地区 (ため池) N = 92 地区					
<b>(3) 市町村計画等</b> 【南相馬市 第三次総合計画】 政策の柱 4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業 施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な生産基盤の整備					
当面の事業概要					
<令和 8 年度> ・農業用水利施設等の保全 1) 農道 N = 135 路線 2) 農業用排水施設等 (頭首工・揚水機場) N = 77 地区 (ため池) N = 89 地区					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>農用地や農業用施設の保安全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の 5 年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。</p> <p>避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。</p>					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	農業基盤整備促進事業 (小谷地区)		事業番号	(5)-42-12
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)		南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費		(27,040) (千円)	全体事業費		(133,040) (千円)	
		81,518 (千円)			110,818 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 5 年度の水稲作付予定面積は、約 425ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>						
事業概要						
(1) 事業の概要						
農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。						
(2) 事業量						
農業用施設の改修						
1) 用水路改修測量設計業務委託 (令和 7 年度)						
測量設計延長 L = 1,300m						
2) 用水路改修工事 (令和 8～9 年度)						
用水路施工延長 L = 1,300m						
立木補償費 一式						
用地買収 一式						
(3) 事業実施理由						
当地区は、請戸川幹線から分水される犬塚用水路の支線で重要な用水路である。大震災後、住民の避難により地域農業者が担うべき草刈り、土砂撤去等の適正な維持管理が出来ず十分な用水機能が発揮されない状況にある。 <p>本来、用水路は地元水路組合が主体となって整備するべきであるが、大震災の影響による現状から復興するため、農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、地域農業者の意欲向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図ることを目的に福島再生加速化交付金事業 (農業基盤整備促進事業) にて実施したい。</p>						

<p>(4) 市町村計画等</p> <p>【南相馬市 第三次総合計画】</p> <p>政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業</p> <p>施策21 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備</p>
<p>当面の事業概要</p>
<p>&lt;令和7年度&gt;</p> <p>1) 用水路改修測量設計業務委託【第50回申請】</p> <p>測量設計延長 L=1,300m</p> <p>&lt;令和8年度&gt;</p> <p>1) 用水路改修工事【第54回申請】</p> <p>用水路施工延長 L=840m</p> <p>用地買収 一式</p> <p>立木補償費 一式</p> <p>&lt;令和9年度&gt;</p> <p>1) 用水路改修工事</p> <p>用水路施工延長 L=460m</p> <p>立木補償費 一式</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>
<p>関連する事業の概要</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	91	事業名	農地防災事業（小高区）（基金型）	事業番号	(5)-40-27
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(738,568) (千円) 738,568 (千円)		全体事業費	(964,204) (千円) 1,334,204 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 4 年度の水稲作付予定面積は、約 328ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、帰還し維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入してため池の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>ため池の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量</p> <p>ため池の改修</p> <p>1) ため池改修工事 N=7 箇所（受益面積：65.5ha）【第 29 回申請】</p> <p>2) ため池改修工事 N=2 箇所（受益面積：8.0ha）【第 46 回申請】</p> <p>3) ため池改修工事 N=2 箇所（受益面積：28.0ha）【第 54 回申請】</p> <p>(3) 市町村計画等</p> <p>【南相馬市 第三次総合計画】</p> <p>政策の柱 4 産業・しごとづくり・移住定住 7. 農林水産業</p> <p>施策 2 1 担い手の確保・育成と効率的な産業基盤の整備</p> <p>【事業間流用 令和 8 年 1 月 7 日 第 54 回申請】</p> <p>・地域の営農再開に伴い、ため池（2 箇所）の堤体整備が必要となったことから、(5)-40-5 農山村地域復興基盤整備事業（農業水利施設等保全再生事業）（基金型）南相馬地区から 177,624 千円（国費 133,217 千円）、(5)-40-22 農業用取水施設（西殿堰）改修事業（基金型）から 109,730 千円（国費 82,298 千円）、(5)-40-28 農地防災事業（小高江用水路）（基金型）から 24,333 千円（国費 18,250 千円）、(5)-42-7 農業基盤整備促進事業（大井塚原地区）（基金型）から 58,313 千円（国費 43,735 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 964,204 千円（国費 723,153 千円）から 1,334,204 千円（国費 1,000,653 千円）に増額。</p> <p>流用額：370,000 千円（国費：277,500 千円）</p> <p>流用後交付対象事業費：1,334,204 千円（国費：1,000,653 千円）</p>					
当面の事業概要					

<令和2～4年度>

1) ため池改修工事 N=7箇所(受益面積:65.5ha)

<令和6～7年度>

2) ため池改修工事 N=2箇所(受益面積:8.0ha)

<令和8～9年度>

3) ため池改修工事 N=2箇所(受益面積:28.0ha)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設であるため池の機能回復が必要である。当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の高め、地域農業の再建を図ることで住民の帰還促進及び農業復興の加速化に結びつけるものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)(基金型) 南相馬地区	事業番号	(5)-40-5
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(16,474,941) 16,474,941(千円)	全体事業費	(16,474,941) 16,297,317(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積土砂が年々蓄積したことで、堆砂容量も少なくなっている現状から、堆積している汚染土砂の流出が懸念される等、維持管理に支障が生じている。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握) 詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握) 対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定 放射性物質対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>【事業間流用 令和 8 年 1 月 7 日 第 54 回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、177,624 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型)へ事業間流用する。 流用先:(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型) 流用額:177,624 千円(国費:133,217 千円)【本工事費】 流用後交付対象事業費:16,297,317 千円(国費:12,619,933 千円)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和 4 年度&gt;</p> <p>1. 詳細調査、対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定①</p> <p>令和 3 年度から継続実施中の再基礎調査全 457 か所のうち、第 39 回申請時点で 217 か所の調査が完了し、25 か所のため池において、基準値超過が確認された。このことから、25 か所の再詳細調査及び実施設計を実施するもの【第 39 回申請済み】</p>					

<p>2. 放射性物質対策工</p> <p>現在実施中の再詳細調査（第39回申請）全25か所のうち、現時点で6か所の調査が完了し、うち1か所において、基準値超過が確認された。このことから、この1か所において、再対策工を実施するもの【第41回申請済み】</p> <p>3. 詳細調査、対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定②</p> <p>令和3年度から継続実施中の再基礎調査全457か所のうち、残り240か所の調査が完了し、7か所において、基準値超過が確認された。このことから、この7か所の再詳細調査及び実施設計を実施するもの【第41回申請済み】</p> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <p>1. 放射性物質対策工</p> <p>第41回申請の再対策工1か所に続き、実施中の再詳細調査（第39回申請）全25か所のうち、基準値超過が確認された6か所において、再対策工を実施するもの【第42回申請済み】</p> <p>2. 放射性物質対策工</p> <p>第39、41回申請の再詳細調査において、基準値超過が確認されたため池のうち、未申請の11か所の再対策工を実施するもの【第45回申請】</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには、放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生する。このことにより、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで、地域の再生加速化を図る。</p>
<p>関連する事業の概要</p> <p>農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業…八沢地区、右田海老地区、真野地区 金沢・北泉地区、原町東地区、原町南部地区</p> <p>農山村地域復興基盤整備総合整備事業 …押釜地区、馬場西地区、深野北地区、矢川原地区、太田地区、鶴谷地区、高平中部地区、深野南地区 飯崎地区、小高東部地区、片草地区、岡田地区、井田川地区、小屋木地区、村上福岡地区、小高北地区 鹿島西部地区、南屋形地区、西真野地区、栃窪地区、檀原地区、小山田地区、上栃窪地区、山下地区</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農業用取水施設（西殿堰）改修事業（基金型）	事業番号	(5)-40-22
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費		(578,751) 578,751（千円）	全体事業費	(578,751) 469,021（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稻作付面積が約 2,120ha あったが、震災後は避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域を含め市全域で作付け休止の状況にあった。平成 25 年度から実証栽培が実施されたものの平成 30 年度は約 1,260ha（約 60%）にとどまっている。</p> <p>大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、高平・萱浜地区の農地約 147ha を受益とする西殿堰も農業用水の取水源として、地域で一元的な管理が行われていたが、原子力災害の影響により農業用施設を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の維持管理が困難な状況となった。</p> <p>震災後 7 年以上に亘り西殿堰の維持管理が行われなかったため、施設の発錆、腐食等の劣化、損傷がより一層進行したことで機能不全や不具合を多く生じており、営農再開に向けての大きな支障となっている。</p> <p>本事業は低下した施設機能の回復を図ることを目的としており、機能の回復によって効率的な取水を可能とすることで、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促進する。</p> <p>このことによって、避難している市民の早期帰還を促し、農村地域の再生加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>基幹水利施設（堰）の改修 主要工事 西殿堰改修工事 申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添 1 第 2(3) 水利施設整備事業 別添 1-4 第 2-2 (8) 地域農業水利施設保全型</p> <p>【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策（2） 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と振興</p> <p>【事業間流用 令和 8 年 1 月 7 日 第 54 回申請】 工事費に係る入札請差が生じたことから、109,730 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型）へ事業間流用する。 流用先：(5)-40-27 農地防災事業（小高区ため池）（基金型） 流用額：109,730 千円（国費：82,298 千円）【本工事費】 流用後交付対象事業費：469,021 千円（国費：351,765 千円）</p>					
当面の事業概要					
<平成 31 年度～平成 32 年度> 事業内容：西殿堰改修工事					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本地区については、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。</p> <p>農業用水利施設は、地域として一元的な管理を行っているため、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備し、営農意欲を高めていく必要がある。</p>					

関連する事業の概要	
事業番号(5)-40-14(単年度型)第17回申請(平成29年度)にて測量調査設計を実施	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	97	事業名	農地防災事業(小高江用水路)(基金型)	事業番号	(5)-40-28
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(794,977) 794,977(千円)		全体事業費	(794,977) 770,644(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域として実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和 2 年度の水稲作付予定面積は、約 102ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、自然的・社会的状況が大きく変化し、維持管理を担う地域農業者が減少し、震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進行している。</p> <p>当該水路は農業用水の送水施設として重要な役割を持つ一方、周辺地域から流入する排水施設として用排兼用の機能を果たしており、決壊すると下流域に多大な被害を及ぼすため、適切な通水断面の確保が必要不可欠な状況である。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の整備を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況及び溢水等による災害を未然防止し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 農業用施設(小高江用水路)の利用再開のための整備					
(2) 事業量 農業用排水施設(小高江用水路)整備工事 1 路線(L=3,635.9m)					
【南相馬市復興総合計画後期基本計画 政策の柱 3 産業・仕事づくり】P49 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援					
【事業間流用 令和 8 年 1 月 7 日 第 54 回申請】 工事費に係る入札請差、用地及び補償費の実績残額が生じたことから、24,333 千円を本工事費及び用地費及び補償費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型)へ事業間流用する。 流用先:(5)-40-27 農地防災事業(小高区ため池)(基金型) 流用額:24,333 千円(国費:18,250 千円)【本工事費・用地費及補償費】 流用後交付対象事業費:770,644 千円(国費:577,982 千円)					
当面の事業概要					
<令和 3～5 年度> 小高江用水路整備工事 1 路線(L=3,635.9m) (水路工、余水吐工、サイフォン工、分水工、橋梁工等)					

地域の帰還環境整備との関係
小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。
関連する事業の概要
事業番号(5)-40-13 第17回申請(平成29年度)にて実施計画策定済 事業番号(5)-40-25 第24回申請(令和元年度)にて実施設計済

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	農業基盤整備促進事業 (大井塚原地区) (基金型)	事業番号	(5) - 4 2 - 7
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(442,816) 442,816 (千円)		全体事業費	(442,816) 384,503 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

南相馬市小高区は、震災以前の水稻作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、全量生産出荷管理区域を経て平成 30 年度からは一部帰還困難区域を除いて小高区の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和元年度の水稻作付予定面積は、約 100ha にとどまっている。

震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、帰還し維持管理を担う地域農業者が減少したことに加え、津波被災ガレキ撤去のために重機がほ場を走行したことから、ほ場に埋設されていた暗渠排水管の劣化や機能低下が進んでいる。

このため、本事業を導入して暗渠排水管の復旧を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。

事業概要

(1) 事業の概要

暗渠排水管の機能を復旧し、営農を再開できる環境を整備する。

(2) 事業量

暗渠排水管の復旧

1) 暗渠排水管復旧工事 大井塚原地区 A=92.4ha (既設暗渠管撤去処分、水閘・暗渠管復旧)

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱 3 産業仕事づくり】 P 4 9

基本施策 7 農林水産業 施策 1 9 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 ほ場整備の推進

【事業間流用 令和 8 年 1 月 7 日 第 54 回申請】

工事費に係る入札請差が生じたことから、58,313 千円を本工事費より減額し、(5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型) へ事業間流用する。

流用先: (5)-40-27 農地防災事業 (小高区ため池) (基金型)

流用額: 58,313 千円 (国費: 43,735 千円) 【本工事費】

流用後交付対象事業費: 384,503 千円 (国費: 288,377 千円)

当面の事業概要

<令和 2～5 年度>

暗渠排水復旧工事 大井塚原地区 A=92.4ha (既設暗渠管撤去処分、水閘・暗渠管復旧)

地域の帰還環境整備との関係
<p>小高区内の営農再開促進、農業復興の加速化には、暗渠排水管の機能を回復させ土地利用型農業を復活する必要がある。当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の再開意欲を高め、地域農業の再建を図ることで住民の帰還促進及び農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>
関連する事業の概要
農用地等災害復旧（大井塚原地区）工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	